

## 税 制

ニーサ

### NISA口座 (非課税口座)

当社ではジュニア NISA 口座のお取扱いはございません。

NISA とは、2014 年 1 月 1 日に導入された、公募株式投資信託、上場株式等にかかる譲渡益や配当等が投資を始めた年から最長 5 年間非課税となる制度のことをいいます。

## NISA の詳細

### 1. 20 歳以上の日本国内居住者が対象

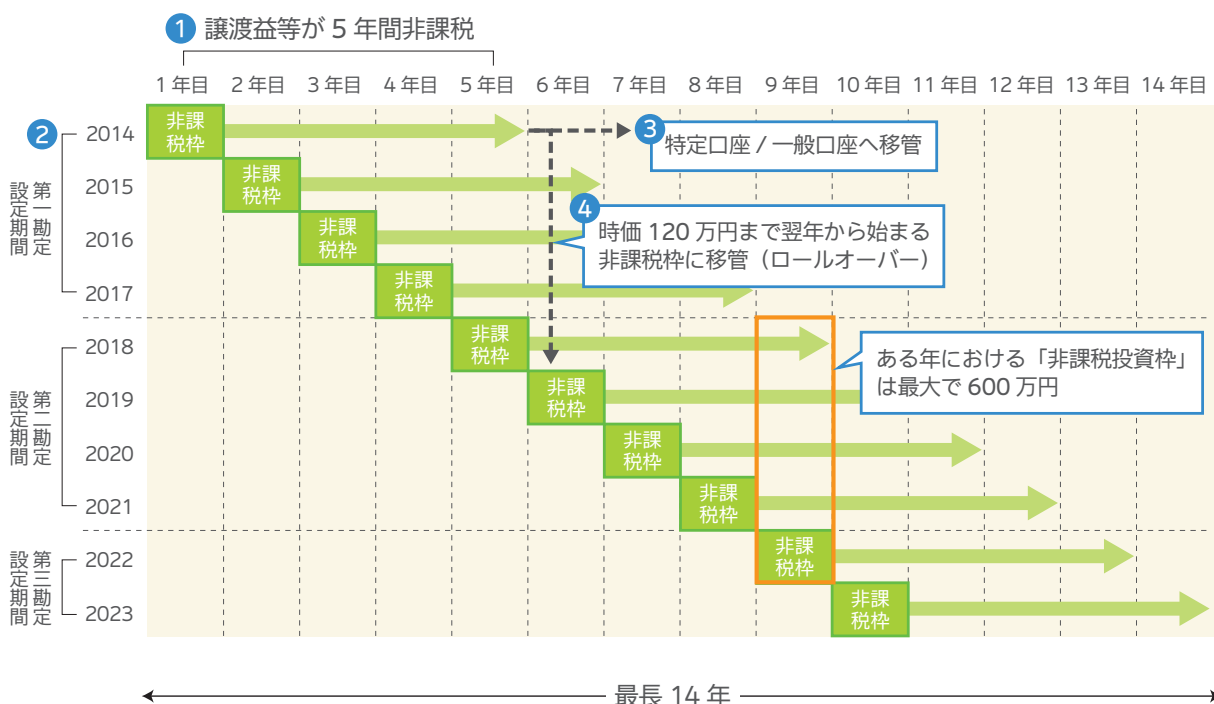
日本国内にお住まいの方で、NISA 口座を開設する年の 1 月 1 日において満 20 歳以上の個人のお客さまが対象です。

### 2. 公募株式投資信託、上場株式等の譲渡益等が対象

公募株式投資信託、上場株式等の譲渡益や配当等 (以下「譲渡益等」といいます。) が非課税の対象となります。さわかみ投信で NISA 口座を開設された場合、『さわかみファンド』のみご購入いただけます。なお、分配金が出された場合、『さわかみファンド』は分配金再投資専用のため、非課税枠に自動的に再投資されます。(『さわかみファンド』では設定来分配金を出しておりません。)

### 3. 毎年 120 万円まで NISA 口座で投資でき、5 年間譲渡益等が非課税

NISA 口座を開設すると、毎年 120 万円まで投資できる非課税枠が各年分設けられ、それぞれ 5 年間譲渡益等が非課税となります。① 2014 年から 2023 年までの 10 年間 NISA 制度を利用し続けた場合、10 個の非課税枠ができるイメージです。



### 4. 同一勘定設定期間内は手続きなしで継続利用可能

一度、金融機関に NISA 口座を開設し非課税枠を設けると、同一の勘定設定期間内は手続きなく、NISA 口座の各年分の非課税枠を使うことができます。② ただし、所定の書類手続を行うことで、非課税枠を設定する金融機関を変更することもできます。(「5. 非課税枠を設定する金融機関の変更が可能」を参照)

## 5. 非課税枠を設定する金融機関の変更が可能

所定の書類手続を行うことで、同一勘定設定期間内に非課税枠を設定する金融機関を変更することができます。その場合、新規に投資できる非課税枠はその年分に設定した金融機関のみです。

ただし、既に投資信託等を購入されている年分の非課税枠については、金融機関を変更することができません。

第一勘定 設定期間	2014年分	A 金融機関
	2015年分	B 金融機関
	2016年分	A 金融機関
	2017年分	C 金融機関

## 6. NISA 口座の廃止後、再開設が可能

所定の書類手続を行うことで、NISA 口座の廃止後も再開設が可能です。ただし、NISA 口座を廃止した年分の非課税枠にて、既に投資信託等を購入されていた場合、当該廃止した年分については、NISA 口座を再開設できません。

## 7. 損益通算・損失の繰越控除(3年間)はできません

NISA 口座の非課税枠で購入したファンド等は、特定 / 一般口座(以下、「課税口座」といいます。)で購入したファンド等と損益通算することができません。また、損失の繰越控除(3年間)もできません。

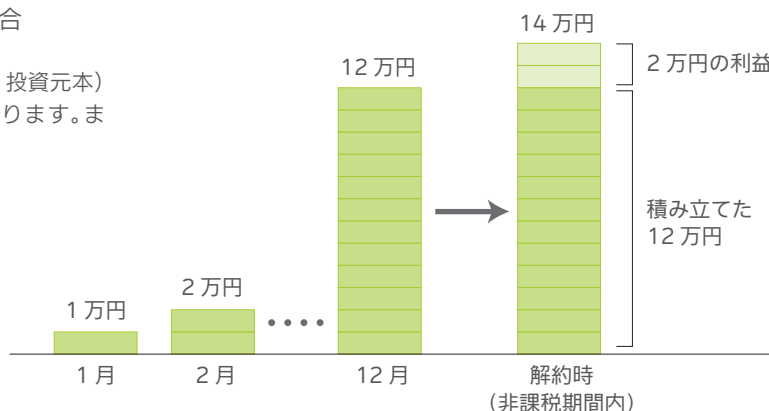
### 売買のイメージ

毎年の投資可能額の120万円は、一度にまとめてではなく、定期定額購入サービスのように時期をずらして購入することができます。

毎月1万円を1年間積み立て(1万円×12ヶ月)

解約時に14万円に値上がりした場合

解約すると、14万円-12万円(解約額-投資元本)の2万円の譲渡益について非課税となります。また、解約はいつでも可能です。

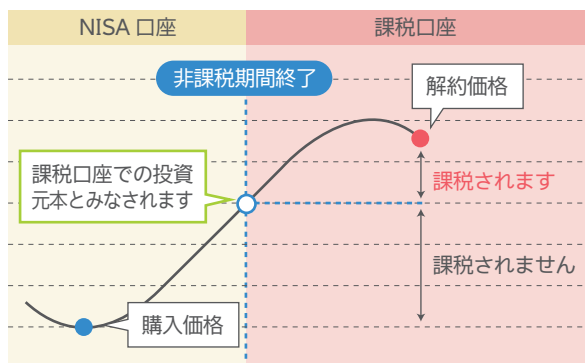


## 非課税期間終了後に保有を継続する場合のイメージ

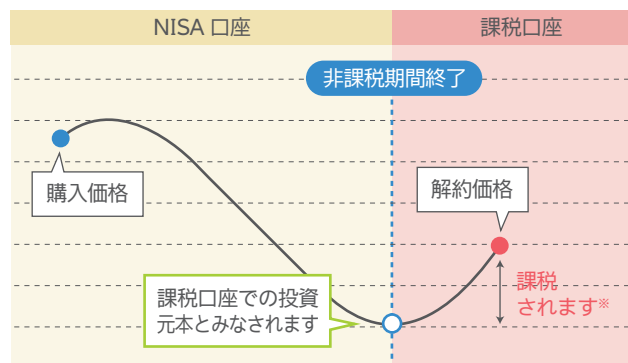
### 1. 課税口座へ移管

非課税期間が終了する際、5年目の年末時点の時価で、現在お持ちの課税口座へNISA口座の残高を移管することができます。③ (p12) 移管金額に上限はありません。その際、5年目の年末時点での時価が課税口座での投資元本とみなされますのでご注意ください。

#### メリットのイメージ



#### デメリットのイメージ



※ NISA口座から課税口座へ移管された場合、解約価格が当初の購入価格を下回っているにもかかわらず課税される場合があります。

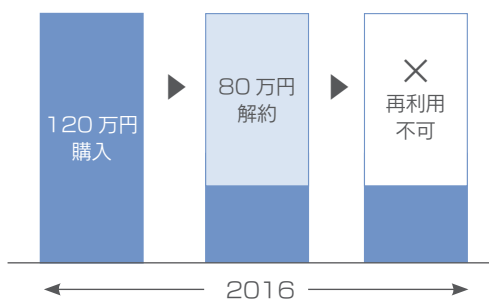
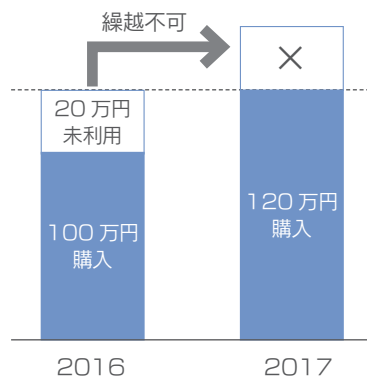
### 2. 「120万円」を上限に翌年の非課税枠へ移管(ロールオーバー)

5年間の非課税期間終了時点のNISA口座の残高を時価120万円を上限として、翌年新たに始まる非課税枠に移管することができます。④ (p12) 120万円を超える部分は解約、もしくは課税口座への移管となります。翌年の非課税枠に移管することで、非課税期間がさらに5年延長されるイメージです。ただし、異なる金融機関の非課税枠へは移管できません。

## NISA ご利用時のご留意事項

### 1. NISA ご利用時のご留意事項

- NISA口座をご利用いただく際は、必ず「非課税上場株式等管理に関する約款」をご確認ください。
- NISA口座を開設されたお客さまが購入・解約される際は、お取引される口座の別（NISA口座、特定口座、一般口座）を明確に指示してください。
- 日本国内居住者でなくなる場合には、所定の書類手続が必要となりますので、必ず出国前に当社までご連絡ください。
- 1年間で「NISA優先」で購入される金額が120万円を超える場合、120万円を超える金額は課税口座での購入となります。
- 1年間の非課税枠での投資額が120万円未満でも未投資分を翌年以降の非課税枠として繰り越すことはできません。
- 解約した分を改めて未投資分として再利用することはできません。



## NISA 口座を利用するには

### お客さまより手続書類をさわかみ投信へ郵送

#### 他の金融機関を含め初めて NISA 口座を開設する場合

総合取引口座申込書裏面の NISA 口座お申込み欄にご記入の上、総合取引口座開設に必要な本人確認書類（個人番号カード等）とあわせて住民票の写し（コピー不可）をご提出ください。ただし、2013 年 1 月 2 日以降に転居されている場合、あわせて住民票の除票が必要な場合があります。詳しくは別紙「本人確認書類のご提出について」をご確認ください。

#### 【ご注意事項】

- NISA 口座開設用の本人確認書類は住民票の写し（コピー不可）のみ受付しております。
- 非課税適用確認書をお持ちの場合は、当社までご連絡ください。

#### 他の金融機関を含めこれまでに NISA 口座を開設したことがある場合

総合取引口座申込書裏面の NISA 口座お申込み欄にご記入の上、総合取引口座開設に必要な本人確認書類（個人番号カード等）とあわせて以下の書類のいずれかをご提出ください。

- 非課税口座廃止通知書
- 非課税管理勘定廃止通知書

※さわかみ投信で既に総合取引口座をお持ちの方は、お電話にて所定の用紙をご請求ください。また、個人番号カード等の本人確認書類のご提出が必要となります。

### さわかみ投信から税務署へ NISA 口座開設等の申請

さわかみ投信からの手続申請後、税務署での手続きに数週間かかります。

※課税口座（特定／一般）のお取引は、当社からお送りする総合取引口座開設の控えがお手元に届きましたら可能となります。

### 税務署からさわかみ投信へ手続結果の通知

税務署から、NISA 口座開設または非課税管理勘定設定の可否等について通知を受けます。他の金融機関と重複してお申込みされている場合などは、税務署での確認に大幅に時間がかかり手続きが遅れる場合や、NISA 口座の開設等ができない場合があります。

### NISA 口座でのお取引の開始

NISA 口座の開設完了後、当社より書面にてお知らせいたします。書面がお手元に届きましたら NISA 口座でのお取引が可能です。